

八千代町新規創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代町内（以下「町内」という。）における創業の促進及び地域経済の活性化を図るため、町内で創業をする者に対して、創業に要する経費の一部を補助することに関し、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、町内において新たに事業を開始すること又は新たに法人を設立し、町内において事業を開始すること。

イ 既に事業を営んでいる個人が、所得税法第229条に規定する開業等の届出により、町内において当該事業のほかに新たに別の事業を開始すること又は既に事業を営んでいる法人が、当該事業のほかに町内において新たに別の事業を開始すること。

(2) 創業日 個人にあつては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあつては登記事項証明書に記載された設立年月日をいう。

(3) 事業所等 事業の用に供するために直接必要な土地、建物及びその附属施設（仮設又は臨時のものその他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 町内において当該年度中に創業した者又は創業を予定している者であること。

(2) 創業から5年間継続して事業を行う見込みがあること。

(3) 本町の創業支援事業計画に規定する特定創業支援等事業により支援を受けた者であること。

(4) 町税（町外に住所を有する個人又は法人の場合は、住所を有する市町村が賦課するものを含む。）の滞納がないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事業については補助対象としない。

(1) 別表1に定める業種に係る事業

- (2) 他の者が行っていた事業を単に継承して行う事業
 - (3) 八千代町暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う事業
 - (4) 国、県又は町が行う他の助成制度の対象となった事業
 - (5) その他町長が適当でないと認める事業
- （補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業に対し支出した経費のうち、別表2に定めるものとする。

- 2 補助対象経費は、補助対象事業の初年度に要した経費に限る。
- 3 補助金の総額は、補助対象経費の2分の1以内の額の1,000円未満を切り捨てた額とし、1,000,000円を上限とする。
- 4 前項の規定により算出した額を5で除して得た額を5年に分けて、年度ごとに交付するものとする。ただし、補助対象事業が5年に満たない期間で終了した場合にあっては、事業を実施した年数に応じた額とする。
- 5 他補助金等の交付を受けた補助対象経費と当該補助金の補助対象経費は重複してはならない。
- 6 同一事業者に対する補助金の交付は1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、八千代町新規創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費明細表
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 本町の創業支援事業計画に規定する特定創業支援事業により支援を受けたことを証明する書類（創業セミナーの修了証書又は町の発行する証明書の写し）
- (5) 市町村税納税証明書（町外に住所を有する個人又は法人の場合）
- (6) 事業を実施する事務所等の所在が分かるもの（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）
- (7) 開業等の届出の写し（個人事業者に限る。）
- (8) 定款及び登記事項証明書の写し（法人に限る。）

- (9) 本人確認書類の写し（個人事業者に限る。）
- (10) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (11) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書、契約書等）
- (12) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、補助対象事業の初年度に限り行うものとする。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、八千代町新規創業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（事業の変更、中止等）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに八千代町新規創業支援事業補助金変更等承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 第5条の規定により申請した事項の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 前条の規定により交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の中止又は廃止をしようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容の可否を決定したときは、八千代町新規創業支援事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業経過報告）

第8条 補助事業者は、各年度の末日後30日以内に、当該年度における補助対象事業の実施状況を記載した八千代町新規創業支援事業補助金事業経過報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書、契約書等の写し）
- (2) 補助事業の成果等が分かるもの（写真等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による書類（八千代町新規創業支援事業補助金事業経過報告書（様式第6号）を除く。）の提出は、初年度に限るものとする。

（実績報告）

第9条 補助対象事業が完了したときは、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに（補助対象事業が5年に満たず終了した場合においても同様とする。）八千代町新規創業支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- （1） 補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書、契約書等の写し）
- （2） 補助事業の成果等が分かるもの（写真等）
- （3） その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前2条の規定による報告を受けた場合は速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、八千代町新規創業支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、八千代町新規創業支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは当該決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させるものとし、八千代町新規創業支援事業補助金交付決定取消・返還金決定通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。

- （1） 法令又はこの要綱に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。
- （4） その他、町長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

（補助対象外の業種）

- ・ 農業、林業及び漁業
- ・ 金融、保険業、不動産業
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要するもの
- ・ 病院、一般診療所、歯科診療所、助産業、看護業、歯科技工所、獣医業
- ・ 学校（学校法人が経営するもの）
- ・ 宗教、政治、経済、文化団体等

別表 2（第 4 条関係）

（補助対象経費）

- ア 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- イ 法人設立時の登記に要する費用（印紙・登録免許税を除く。）
- ウ 事業所等新築工事費（増改築及び改修含む。ただし、住居部分を除く。住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係るものであって、間仕切り等により物理的に住居等他の用途に供される部分と明確に区分されている場合に限る。）
- エ 事業所等の賃貸料（駐車場代含む。ただし、申請者本人が所有する場合及び居住部分に係る費用及び敷金、礼金、保証金、仲介手数料、保険料を除く。）
- オ 備品購入費
- カ マーケティング調査費
- キ 販売促進品等の作成に要する経費
- ク 広告宣伝費（パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会等の出展費用等。ただし、単なる切手の購入に係る費用を除く。）
- ケ その他創業に必要な経費として町長が認めるもの（創業に必要な経費として明確に区分できるもので、証拠書類によって発注、納品、支払等の金額、時期、内容等が確認できる経費に限る。）